年　　月　　日

（公財）農林水産長期金融協会　御中

融資機関名

(公印省略)

令和６年能登半島地震による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

１．借入希望者について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェック | 対象者の要件 |
| 被災農業者等の区分 | □　直接被災者 | その主要な事業用資産について、令和６年能登半島地震による災害の影響により滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者 |
| □　間接被災者 | その生産物（その加工品を含む。）について、令和６年能登半島地震の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に相当程度依存している者 |

２．間接被災者について

（１）間接被災者の区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェック | 要　　件 |
| □ | その取引依存度が概ね５割以上である者 |
|  | その取引依存度が概ね２割以上である者であり |
| □ | 1. 借入申込までの２か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が令和６年能登半島地震前の直近年同期に比して３割以上減少した又は経営費が３割以上上昇した者
 |
| □ | 1. 令和６年能登半島地震後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が令和６年能登半島地震前の直近年に比して１割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が１割以上上昇すると見込まれる者
 |

（２）間接被災者の資金使途の区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェック | 要　　件 |
| □ | 農林漁業セーフティネット資金実施要綱第２の１に定める全ての資金使途 |
| □ | 農業経営基盤強化資金実施要綱第３の２の（５）及び（６） |
| □ | 経営体育成強化資金実施要綱第２のⅠの１の（３）から（８）、（10）及び（11） |
| □ | 農林漁業経営資本強化資金実施要綱第２の（１）のウ |
| □ | 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第２の３の（１）のイ、ウ、オ及び（２）のア（但し、（１）のイ及びウに限る。） |

３．案件情報

|  |  |
| --- | --- |
| 借入希望者（識別番号） | 農林太郎（ＣＩＦ） |
| 借入希望の資金名 | 農業近代化資金 |
| 補助金名（※） | ○○○補助金 |
| 都道府県、市町村 | ○○県○○市 |
| 融資機関担当者 | ＪＡ○○・○○支店　担当○○　電話○○-○○-○○ |

※　スーパーＬ資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金又は農林漁業経営資本強化資金の補助残融資資金の場合のみ記入。

〈別紙：間接被災者整理表〉

１．令和６年能登半島地震の影響により事業活動の継続が困難となった取引先との取引依存度

 被災時点の取引額又は取引量（Ａ） 　 　　　　千円（㎏）

上記における令和６年能登半島地震の影響により事業活動の継続が困難となった取引先との取引額又は取引量（Ｂ）

 　　　　千円（㎏）

 （Ｂ）

 （Ａ） 　× 　１００　＝　　　　　％・・・【ア】

　　　□　【ア】　＞　概ね５０％　の場合・・・確認終了

　　　□　５０％　＞　【ア】　＞　概ね２０％　の場合・・・以下の確認へ

２．該当要件

 （１）借入申込までの２か月（　　　年　月から　　　年　月まで）の

売上額、受注額若しくは生産量等又は経営費（Ａ） 　　　　千円（㎏）

上記（Ａ）に対する令和６年能登半島地震前の直近年同期（　　年　月から　年　月まで）の売上額、受注額若しくは生産量等又は経営費（Ｂ）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　千円（㎏）

 （Ｂ）－（Ａ）

 　　（Ｂ） 　　 　× 　１００　＝　　　　　％・・・【イ】

 （２）令和６年能登半島地震後（　　年　月から　　年　月まで）の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等又は年間経営費（Ａ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　千円（㎏）

上記（Ａ）に対する令和６年能登半島地震前の直近年同期（　　　年　月から　　　年　月まで）の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等又は年間経営費（Ｂ）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　千円（㎏）

 （Ｂ）－（Ａ）

 　　（Ｂ） 　　 　× 　１００　＝　　　　　％・・・【ウ】

□ 【イ】　≧　３０％（－３０％）の場合

いずれかに該当

□　【ウ】　≧　１０％（－１０％）の場合

【記載注意】

　※１　取引量等の単位については、適宜、頭、千羽、t等に修正して下さい。

　※２　年間売上額等については、見込み値でも可能です。